平成２２年（フ）第２６８号
富山市婦中町速星702番地５
破産者　株式会社ロハス・スタイル
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２１号
京都市南区上鳥羽南中ノ坪町62番地
破産者　都和産興株式会社
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３７号
京都市上京区上立売通堀川西入芝薬師町614番地
破産者　株式会社京都住研
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２７号
兵庫県加古川市尾上町養田1524番地１
破産者　株式会社本郷商事
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
神戸市西区竹の台４丁目20番地の９
破産者　有限会社エノキ
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５２４号
埼玉県行田市富士見町２丁目２番地４
破産者　平土井勝則
１　決定年月日　平成23年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１６２３号
埼玉県鴻巣市宮地４丁目８番26号
破産者　小新井英一
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１９号
さいたま市南区内谷６丁目７番21号　東急ドエル105
破産者　中川　光博
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３５号
埼玉県加須市馬内70番地11、旧住所札幌市北区北23条西10丁目２番６号
破産者　成田　信子
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３５００号
横浜市南区永田山王台33番13―201号
破産者　鈴木　博
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５９３号
横浜市保土ケ谷区上星川３丁目21番３―1001号
破産者　佐藤　俊子
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６７７号
横浜市緑区霧が丘４丁目８番地３　第２霧が丘レジデンス５号
破産者　三好　徹
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６７８号
横浜市緑区霧が丘４丁目８番地３　第２霧が丘レジデンス５号
破産者　三好けい子
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０号
神奈川県大和市西鶴間４丁目11番11号　高橋ハイツ201号
破産者　松並　謙二
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６号
横浜市緑区三保町1806番地２　101
破産者　前嶋　速夫
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７号
横浜市緑区三保町1806番地２　101
破産者　前嶋　淑子
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３号
神奈川県藤沢市高倉2123　日美コーポ206、住民票上の住所神奈川県藤沢市石川１丁目35番地の10
破産者　車田雄一郎
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９６号
横浜市都筑区荏田東２丁目18番８号
破産者　近藤　猛
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５号
新潟県上越市東城町３丁目14番14号　サンライズシライシ２号棟　212号
破産者　橋本健太郎
１　決定年月日　平成23年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部